

No.	質問内容	回答
1	相手国として「二国間クレジット制度を構築した国」または「二国間クレジット制度を構築する可能性のある国」と規定されていますが、「構築した国」とは二国間文書に署名した国と考えて良いでしょうか。「可能性のある国」は過去に経済産業省殿、NEDO殿等でFSを行った国と理解して良いでしょうか。	「構築した国」については、ご理解の通りです。「可能性のある国」については、過去にFSを実施した国に加えて、相手国政府が二国間クレジット制度への興味・関心を示している国が対象となります。
2	現地へ専門家を派遣する事を考えておりますが、専門家は当社技術者で良いでしょうか。また、相手国の政策立案者を対象にセミナー等を行う場合、JCMに関する説明が必要と成ると思いません。日本政府関係者に同行頂ける可能性は有りますか。	専門家については、貴社技術者を含め、提案される事業の趣旨に合致する専門性・経験をお持ちの人材であれば制限はございません。JCMに関する説明については、日本政府関係者の同行は難しい場合がございますので、貴社あるいはJCMに知見のある人材を専門家として派遣するご提案をいただけますでしょうか。
3	専門家を現地に派遣し、講習会等を実施する場合、事前に現地協力機関と実施内容等に関し打ち合わせ、会場確認、参加者交渉等を行う必要が有ります。専門家派遣前に事業実施の為の現地出張は本事業に含めて良いでしょうか。	本事業にて負担可能な費用については、公募要項・8ページの「経費の見積」に示した費目の通りです。事前調整の費用は負担することは出来ません。
4	10月21日 締切りですが、事業採択の発表及び事業開始時期の概要をご教示ください。	11月中旬に採択事業を公表する予定です。その後、各事業者様および研修・専門家派遣事業参加者との調整を経て、12月以降に事業を実施する予定です。昨年度の実績としては、採択公表後、最も早い事業で約1ヶ月後に実施しております。